

食肉生産流通多角化支援事業 実施要綱の制定について

〔 2 生 畜 第 2 4 3 0 号
令和 3 年 3 月 3 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

制 定 令和 3 年 3 月 31 日 付け 2 生畜第 2430 号

この度、食肉生産流通多角化支援事業について、別紙のとおり食肉生産流通多角化支援事業実施要綱が定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導を願いたい。

以上、命により通知する。

食肉生産流通多角化支援事業実施要綱

制 定 令和3年3月31日付け2生畜第2430号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

第1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、外食の自粛、家庭食需要の増加など国内外で食肉需要が大きく変化した。この変化に対応しつつ、食肉製品の輸出を促進するため、産地の食肉処理施設において、小売店の店頭や消費者に直接販売が可能な精肉や加工品を製造できる体制の整備及びこれらの製品を輸出するための取組を支援し、食肉の生産・流通体制の多角化を図る。

第2 事業内容、事業実施主体等

本事業の事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表のとおりとする。

第3 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和4年3月31日までとする。

第4 成果目標

本事業の成果目標は、別表のとおりとする。

第5 事業の実施手続等

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表の事業内容の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の事業承認者の欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。なお、食肉生産流通多角化施設整備支援事業については、都道府県知事を経由して、事業承認者に提出するものとする。

(2) 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、(1)に準じて行うものとする。

2 事業承認者による事業実施計画の承認等

事業承認者は、生産局長が別に定めるところにより事業実施計画の承認等を行うものとする。

3 事業の着手・着工

本事業の着手・着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、本事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ないと認められる場合には、補助金の交付決定前に本事業に着手・着工できるものとする。

この場合において、事業実施主体は、補助金の交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失については、自己の責めに帰することを了知した上で、本事業に着手・着工するもの

とする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を事業承認者に報告するものとする。なお、食肉生産流通多角化施設整備支援事業については、都道府県知事を経由して、事業承認者に報告するものとする。

第7 事業の評価

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施結果を評価し、事業承認者に報告するものとする。なお、食肉生産流通多角化施設整備支援事業については、都道府県知事を経由して、事業承認者に報告するものとする。

第8 推進指導等

1 推進指導

国は、施設の管理者の自主性及び創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県及び市町村と密接な連携を図りつつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、本事業の実施手続及び実施状況について、生産局長が別に定めるところにより本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。

第9 事業費の低減等

1 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、過剰と受け取られかねない推進活動並びに施設及び設備の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

2 費用対効果分析

- (1) 本事業による施設及び設備の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である施設及び設備の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならない。
- (2) (1) の費用対効果分析は、生産局長が別に定める場合を除き、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」（平成31年4月1日付け30生産第2221号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）を準用して定量的に分析を行うこととする。本事業は、事業による施設及び設備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合にのみ実施するものとする。

第10 不正行為等に対する措置

地方農政局長等及び都道府県知事は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為

等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置その他の必要な措置を講ずるよう指導することができるものとする。

第11 委任

本事業の実施に関し必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

別表

事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率	成果目標	事業承認者
1 食肉生産流通多角化施設整備支援事業	事業実施主体は、食肉処理施設（と畜（枝肉までの処理）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設又は本事業を活用して新たに精肉加工まで一貫して実施することを計画している食肉処理施設をいう。）であって、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業協同組合連合会 (4) 農業協同組合 (5) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） (6) 事業協同組合連合会 (7) 事業協同組合 (8) 民間事業者 (9) 生産者が組織する団体	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。 (1) 取組の内容が第4の成果目標に沿っていること。 (2) 取組の内容が当該事業の趣旨に合致したものであること。 (3) 整備対象である施設及び設備が第4の成果目標の達成に直結するものであること。 (4) 整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等からみて適正であること。 (5) その他生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1 / 2 以内	以下のいずれかの目標を達成するものとする。 (1) 事業実施前に精肉や加工品の輸出の行っていない者にあつては、本事業を実施することにより、整備した施設・設備を使用した製品を輸出すること。 (2) 事業実施前に精肉や加工品の輸出の行っている者にあつては、本事業を実施することにより、整備した施設・設備を使用し、精肉や加工品の輸出量を30%以上増加させること。	北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあつては地方農政局長。

2 和牛肉輸出品 目拡大支援事業	事業実施主体は、次に掲げる者から公募により選定された団体とする。 (1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。） (2) 一般社団法人 (3) 一般財団法人 (4) 公益社団法人 (5) 公益財団法人 (6) 事業協同組合 (7) 事業協同組合連合会 (8) 法人格を有しない団体であって生産局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）	採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たしていることとする。 (1) 事業実施主体が、本事業の実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有しているとともに、事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。 (2) 事業計画が、本事業の目的に照らし適切であり、本事業の確実な遂行が可能であること。また、事業実施計画において本事業の趣旨・目的に沿った具体的な取り組みが記載されていること。	定額	調査報告書等により成果の普及を図った施設のうち、スライス肉等の輸出を開始した又は当該施設からの輸出量が30%以上増加した施設の数とする。	生産局長
---------------------	--	---	----	---	------